

I-① 施設入所者の判定を行う更生相談所について

構成員氏名	ご意見・ご質問
井村 構成員	支給決定は住民登録のある市町村となとしても、その地に居住実体のない場合(市町村外の施設入所)は、実際の住居の所在地(施設所在地)を管轄する更生相談所に判定依頼してはどうでしょうか。(そのうえで、その更生相談所が実施方法を検討)
河合 構成員	来所判定をしていない県への依頼が難しいことは承知していますが、他県依頼では、問題があるということでしょうか?
高岡 構成員	入所前の自治体から施設のある自治体に対して判定依頼を出していただくこともできると思うが、書類判定で対応すれば全国の医療機関等での対応も可能と考える。
山口 構成員	厚労省の御意見に異論ございません。各更生相談所間で判定の協力依頼をするなど連携が図られることが望ましいと思います。
榎本 座長	現在でも、施設入所者の援護の実施機関が施設住所より遠方の場合は、当該市町村を管轄する都道府県の更生相談所から入所施設がある都道府県の更生相談所に判定依頼を行っている自治体が多いと思います。もし、そういうことを行っていない自治体があるとなれば、利用者の利便性の向上のために積極的に更生相談所同士で連携を取るようにと指針に明記するのは賛同します。今回は車椅子の話ですが、特例補装具であっても依頼された更生相談所への来所あるいは施設訪問での直接判定を必須条件とすれば、どの更生相談所でも判定は出来ると思います(出来るようにならないといけない)。

I-② 車椅子のクッションカバー交換の価格収載について

構成員氏名	ご意見・ご質問
井村 構成員	カバーが一般的な素材で消耗品といえるなら自己負担であってよいと思うが、通気性や透湿性などに特段の配慮があり、市販の素材と異なるのであれば、補装具(修理)費にカバーを追加してよいと思います。算定は他種目の同等品を参考としてはどうでしょうか。
河合 構成員	厚労省意見に賛同します。
高岡 構成員	確かにカバーだけ交換することはある。カバー交換の価格設定をしてもよいと考えるが価格設定や記載の仕方に検討が必要。カタログ価格があればその通り、なければ姿勢保持装置のカバーを流用するのは実際的と思う。
山口 構成員	支持部カバーで対応可能と思いますが、車椅子の修理基準に「クッション カバー交換」の項目が追加されたら事業者は算定しやすいかもかもしれません。
榎本 座長	賛成します。

I-③ 座位保持椅子の年齢制限撤廃について

構成員氏名	ご意見・ご質問
井村 構成員	車載用座位保持装置を独立種目とすることを見据えて検討してはどうでしょうか。いろいろな解釈が出てきているので、そろそろ議論が限界になっていると思います。
河合 構成員	<p>座位保持椅子に車載用が算定された時からの課題です。 移乗に問題があることが多いので、そもそもの公費対応をすることが、問題だと考えています。 将来的には児童も廃止すべきと考えています。 自験例ではありませんが、介護保険利用者が交差点内での乗用車同士の衝突で、2点式のシートベルトしかしておらず、サブマリン現象で、骨折・死亡例があります。 判定する更生相談所や実施機関である区市町村の責任問題とすり替えられる可能性もありますので、早めに廃止が望ましいです。 シートベルトを採用している自動車メーカーには、衝突安全規格が課されており、工学試験が課されています。 障害があるからと、手作りのベルトが許されるのは、問題です。</p> <p>(厚労省コメント) 車載用座位保持椅子が必要な障害児者は、シートベルト自体を使用できませんので、シートベルトの問題とは切り離して考えるべきものと思料します。(車載用座位保持椅子については、国際的にも安全規格が存在していないことから、ご指摘には当たらないと考えます。)</p>
高岡 構成員	成人においても車載用が必要な事例がいらっしゃることは理解する。その場合姿勢保持装置で支給する対応をとることは可能である。台数問題はあるものの、どうしても3台目となる場合には特例判定するなど方法はあると思う。座位保持椅子のままではやりにくいと考える。
山口 構成員	当所でも座位保持椅子(車載用)利用者の保護者の方から、者になってからも継続使用(再支給)を希望されるケースがあります。身体及び障害状況から必要性は認められるものの現行では「児に限る。」と定められており判定機関も判断が困難かと思しますので、児に限らず者も対象可能となるような基準の改正を行えば地域格差も解消すると考えます。
中村 オブザーバー	実態調査が必要だと思います。
榎本 座長	成人でも車載用座位保持椅子を必要とする方は自宅や通所先等でも姿勢保持装置が必要な障害状況です。成人用の車載用座位保持椅子を姿勢保持装置として処方せざるを得ない現在、個数制限が壁になっています。車載用座位保持椅子を独立した種目とし、年齢制限を無くす方向性に賛同します。

I-④ 頭部保持具の年齢制限撤廃について

構成員氏名	ご意見・ご質問
井村 構成員	今後、実状に合わせた種目等の整理でよいと思います。
河合 構成員	車両内での安全性確保の視点は、困難かと思われます。
高岡 構成員	頭部保持具も成人で必要な方がいらっしゃることは想像できるが、実際にどれだけの人が利用されているのか分からない。成人でも利用できることに反対はしないが、座位保持椅子の取扱いとともに議論する必要がある。
山口 構成員	厚労省の御意見に異論ございません。
中村 オブザーバー	実態調査が必要と思います。
榎本 座長	頭部保持具は種目としては廃止して、姿勢保持具のヘッドサポートで対応することで年齢にも制限がなくなると思います。

I-⑤ 補聴援助システムの高度難聴者及び盲ろう者への支給について

構成員氏名	ご意見・ご質問
井村 構成員	重度難聴者の対応を、重度・高度難聴者に拡大するとした場合、その利用者の生活環境(就労・就学の場合も含めて)、重度の場合より慎重に検討を求めて決定すれば良いと思います。(特例にしなくても、真に必要ななら対象としてよいのではないのでしょうか)
河合 構成員	受信機に関しては、「重度・高度」の区別は廃止が望ましい。 発信機であるマイクは、学校・勤務先での合理的配慮が優先されることが望ましい。 検討会での審議事項ではないが、勤務開始から6か月以内でない助成金申請が出来ないのは、改善を期待したい。
高岡 構成員	補聴システムの問題は果たして補装具の問題なのか合理的配慮の範疇なのか難しい点もあると考える。要領等に定めるのはよいと思う。
山口 構成員	厚労省の御意見に異論ございません。
中村 オブザーバー	特例補装具の手続きのハードルを下げることも必要と思います。
榎本 座長	補聴援助システムの対象者を拡大する方向性に賛同します。

II-① 補装具の費用対効果算出のための研究推進について

構成員氏名	ご意見・ご質問
陳 構成員	厚労省が示された意見に対して、おおむね賛成いたします。ただ2点意見がございます。II-①補装具の費用対効果算出のための研究推進について、厚労科研の予算について意見を述べたいと思います。現在厚労科研の課題に鋭意取り組んでいますが、支給された予算額が極めて少なく、高機能装具(C-Brace)を1具作製しただけで予算がなくなりました。これでは高機能補装具の支給効果検証を実社会で行うことはほぼ不可能に等しい。高機能補装具によりパフォーマンスを向上させ社会活動(就労など)を促し、納税者としての自立した生活を実現させるための礎となる研究課題である。その重要性を認識し、十分な予算をお願いしたい。この研究課題が適切に行われない場合に被る障がい者の不利益は著しい。現行制度で対応可能とされていますが、III-① 労災補償との差について。障害者総合支援法と労災保険制度ごとの支給の違いを調査する必要はない、との意見には賛成します。ただ、労災が適応されない原因(疾病など)により障害者となった場合、その方が仕事の性質上、元職復帰に際して高額高機能義肢装具が必要な場合は、総合支援法においても支給できる道筋を示すべきと考えます。実際に、臨床をしているうえで、労災なら比較的容易に支給されるが、総合支援法ではかなり困難(不可能)な案件に遭遇することが多々あります。今もそのような症例を目の前にしています。解決策として、厚労省が施設を指定し、そこで評価、適応を判断し、適切な訓練をするという前提で、支給を許可する、など柔軟な方策が必要ではないか。今後少子化が進む現状においては障害者の社会参加の後押しをすることは必須と考えます。
清水 構成員	「将来的な社会参加の実現に向けた補装具費支給のための研究」では、すべての障害領域を対象に調査が行われているのでしょうか？ I類のみならず、II類関連補装具でも同様の調査が必要では?と思いましたので、確認です。 (厚労省コメント) 現在の公募課題では、I類のうち、義肢、装具、車椅子、電動車椅子を対象としています。 予算の問題もございまして、現状ではI類のみとしています。
中村 オブザーバー	電子制御膝継手や多指駆動電動ハンドなど200万円以上の部品が頻出する現代においては、高額補装具に関する研究を現厚労科研の予算で行うことは不可能であることを意味しています。施策立案にエビデンスの必要性を説いているならば、予算も含めた相応の体制をとるべきだと思います。

II-② 靴型装具における仮合わせ用チェックシューズ加算について

構成員氏名	ご意見・ご質問
河合 構成員	更生相談では、整形靴と特殊靴との差が、木型持参以外に判断できないので、分けること自体を、廃止する方向に考えられないか？ 明らかに輸入品なのに、オーダーメイドの見積もりを出す企業には、困っています。 (厚労省コメント) 整形靴と特殊靴のいずれを処方するかは、足部の変形に応じて医師が判断するものとなっており、製作したものの適合検査に木型は必須ではないと考えます。
榎本 座長	要望の意図は理解できるが、客観的データを出さないと進められない話です。

II-③ 車椅子・電動車椅子のシートベルト価格について／II-④ 車椅子の固定式の算定について

構成員氏名	ご意見・ご質問
高岡 構成員	車椅子のベルトの件は理解はできる。ただし、種類が多くなることと価格設定をどうするのか、具体的な検討が必要である。また、固定式フレームもわかる気もするが、データが不足している。
河合 構成員	固定車に関しての加算は、必要と考えています。 輸送業者の取り扱いも減っているので実態調査が必要と思います。
樫本 座長	どれも要望の意図は理解できるが、客観的データを出さないと進められない話です。

II-⑤ 視覚障害者安全つえの石突の種類追加収載について

構成員氏名	ご意見・ご質問
清水 構成員	ご提案の通りですが、日本歩行訓練士協会も補装具に関するデータ収集等が初めてになると思われますので、厚労省のサポートのほか、関係団体等にもご協力いただく必要があると思います。日本歩行訓練士協会を選んだ理由等はございますか。 (厚労省コメント) 日本歩行訓練士協会から、視覚障害者安全つえ等のエビデンスの収集について、調査協力等をした旨のご連絡をいただいたことから、記載させていただきました。
樫本 座長	要望の意図は理解できるが、客観的データを出さないと進められない話です。

II-⑥ 重度障害者意思伝達装置 視線入力装置の呼び鈴分岐装置について

構成員氏名	ご意見・ご質問
井村 構成員	呼び鈴本来の目的を明確にし、呼び鈴分岐装置は1つのスイッチしか使えない場合に、呼び鈴と本体を切り替える装置です。視線以外のスイッチを使う「非常スイッチ」「呼び鈴」は、日生具の範囲といえます。 視線入力対応の呼び鈴接続装置は、本体のブザーをBluetoothスピーカーでならせば一般用民生品で代替可能であり、追加収載は不要と考えます。 (厚労省コメント) 仰るような代替方法を重度障害者意思伝達装置を使用する利用者本人や介助者が行うことは困難であり、各更生相談所でも支給している実態もございますので、実態を踏まえた対応としてはいかがでしょうか。
河合 構成員	視線検出式入力装置は、他の入力装置と異なり、長時間使用出来ない事例が多い。 埼玉県では、「呼び鈴接続装置」として、「呼び鈴分岐装置」と同額を特例審査で認めているが、本来のALS患者のニーズとは違った方向になっているように感じる。実態調査すべきだが、出来ていません。
高岡 構成員	視線検出式入力装置(スイッチ)使用者に関する呼び鈴分岐装置の件は検討、および早急な対応が必要である。
樫本 座長	要望の意図は理解できるが、客観的データを出さないと進められない話です。

III-① 労災補償との差について

構成員氏名	ご意見・ご質問
樫本 座長	①の労災法と障害者総合支援法の比較調査は不要と思います。むしろ障害者総合支援法で支給された高額・高機能な完成用部品がどの程度、障害者の就労、生活に役立っているか、宝の持ち腐れになっていないかの調査、フォローアップが必要と思います。

III-② 装飾用義足の支給について

構成員氏名	ご意見・ご質問
高岡 構成員	「装飾用」とは書いていないが、いわゆる装飾用の義足などは現状でも支給している。
山口 構成員	義足の装飾用に関して、更生相談所が「支給不可」というような説明を行ってはいないと思いますが、更生相談所職員への周知も必要ではないでしょうか。
中村 オブザーバー	実態として、市町村が歩行を目的としない義足は支給を認めないとするケースは確かにあります。 車椅子使用者であっても、座位の保持や移乗の際に義足が必要になることもありますので、義足の機能が歩行だけではないことについて、周知していただくことが必要ではないでしょうか。
樫本 座長	貴省の回答は無難な意見と思います。

III-③ 足底装具のその他の加算要素の追加について

構成員氏名	ご意見・ご質問
河合 構成員	インヒーターバーに関しては、加算を検討すべき。 効果的な貼り付け位置を誤解している例が多いので、医師による指導が必要である。 (厚労省コメント) 数多くのパッドがある中で、インヒーターバーのみ加算する根拠がないと考えます。 採型の上、オーダーメイドで製作するにもかかわらず、パッド類を加算する必要性はないと考えますがいかがでしょうか。(パッド類で調整するのであれば、採型する必要はなく、市販のインソールを使用あるいは採寸で製作すればよいと考えますがいかがでしょうか。)
山口 構成員	装具(オーダーメイド)の支持部は、障害状況に合わせて個別に作製されるものであり、コストの大小に関わらず「製作要素価格」に含まれていると考えます。そのため足底部に付加するパッド類も当初より価格体系に含まれていると判断でき、補装具を処方する場面においては現行でも対応できていると思います。
中村 オブザーバー	回答は妥当な意見と思います。更生用装具においては、①～④を完成後に追加することは考えにくく、その必要性を処方時に十分検討することで対応すべきであると考えます。
樫本 座長	貴省の回答は無難な意見と思います。

Ⅲ-④ 車椅子モジュラー式の定義等の明記について

構成員氏名	ご意見・ご質問
樫本 座長	貴省の回答は無難な意見とします。

Ⅳ-① フォローアップについて

構成員氏名	ご意見・ご質問
樫本 座長	貴省の回答は無難な意見とします。

Ⅳ-② 義肢装具の基準額改定について

構成員氏名	ご意見・ご質問
樫本 座長	貴省の回答は無難な意見とします。

Ⅳ-③ 電動車椅子の基準額改定について

構成員氏名	ご意見・ご質問
樫本 座長	貴省の回答は無難な意見とします。

Ⅳ-④ 基準額改定について(重度障害者用意思伝達装置)

構成員氏名	ご意見・ご質問
井村 構成員	現状では特段の対応は不要と考えるが、判定立ち合いの責務がどこまで必要なかも検討し、必要なら判定立ち合い費用の加算を検討。(R3の厚労科研:中村班(分担:井村)でも指摘済み) (厚労省コメント) 業界団体である日本障害者コミュニケーション支援協会に対しては、各製品の価格設定の内訳を明らかにするよう依頼しています。価格の透明化を図った後に必要であれば議論することとしたいと思います。
樫本 座長	貴省の回答は無難な意見とします。

Ⅳ-⑤ 電動車椅子(6輪)の支給について

構成員氏名	ご意見・ご質問
樫本 座長	貴省の回答は無難な意見とします。

Ⅳ-⑥ 移動支援機器BabyLocoの支給について

構成員氏名	ご意見・ご質問
樫本 座長	貴省の回答は無難な意見とします。

Ⅳ-⑦ 視力障害の認定基準を満たさない場合の眼鏡(矯正用)の支給について

構成員氏名	ご意見・ご質問
清水 構成員	2つの関連団体から同じ意見が出てきていますが、この回答だけでは、状況が理解されずに、今後も繰り返し同じ要望を出される可能性があるのでは?と危惧します。必要時には、個別対応もご検討いただければいかがでしょうか?
樫本 座長	貴省の回答は無難な意見とします。

Ⅳ-⑧ 補聴器骨導式ヘッドバンド型の告示収載について

構成員氏名	ご意見・ご質問
樫本 座長	貴省の回答は無難な意見とします。

Ⅳ-⑨ 補聴器の両耳支給について

構成員氏名	ご意見・ご質問
樫本 座長	貴省の回答は無難な意見とします。

Ⅳ-⑩ 重度障害者意思伝達装置 生体現象方式の追加収載について

構成員氏名	ご意見・ご質問
井村 構成員	以前も報告したが当該製品は、流通量も極めて少なく、また単語選択も、あくまでも候補を複数選択したものから、読み手の推測とその確認というプロセスであり、患者主体の意思伝達ではないことから、基準にする段階ではないと考えます。
樫本 座長	貴省の回答は無難な意見とします。

Ⅳ-⑪ 人工内耳の体外器及び部品交換について

構成員氏名	ご意見・ご質問
高岡 構成員	人工内耳の修理に関して、特例で支給している自治体があると書かれているが、それはいいのだろうか? 現在の更生相談所での判定状況を把握していないが、適当ではないと考える。 (厚労省コメント) 人工内耳の修理は音声信号処理装置のみとしているところ、自治体独自で修理の範囲を広げることは認めておりませんので、指針又は要領に明記したいと考えます。
樫本 座長	貴省の回答は無難な意見とします。

改善事項

構成員氏名	ご意見・ご質問
山口 構成員	<p>装具（レディメイド）の新設により、①価格算定に対する地域差の解消（価格面）、②それに伴う判定時間の短縮（運用面）での改善がみられ、今後も継続した取り組みが必要と考えます。なお、現時点で承認された製品数はまだ少なく利用者のニーズに対応できていない部分もありますので、貴省よりメーカー側に承認申請を促すなどの対応も必要ではないでしょうか。</p>
中村 オブザーバー	<p>支給基準が大幅に見直され、指針がわかりやすくなったことは、福祉用具専門官に義肢装具士が着任したことによるという認識は間違いないと思います。今後も義肢装具士が福祉用具専門官となることで、よりきめ細かい対応が可能と思います。</p> <p>その一方で、補装具費支給制度の対象は広くて深い領域であるため、これを一人の専門官で対応するのはマンパワーの面からみても無理があると思います。Ⅰ類とⅡ類に対象を分け、補聴器や眼鏡、意思伝達装置を専門とする専門官を配置するのはいかがでしょうか。</p> <p>また、補装具費支給制度とは離れますが、今回の専門官の功績をみれば、行政機関にも義肢装具士の知識と能力に対するニーズがあると思います。現状の義肢装具士の養成教育は民間製作所の義肢装具士養成に主眼がおかれていますが、それ以外の分野で活躍できる義肢装具士の養成も必要なのではないでしょうか。市役所の福祉課に義肢装具士が一人いれば、行政手続きもより速やかに進むと期待されます。大卒2年制の養成課程を設置するなど、義肢装具士養成教育の多様化を望みます。</p>
榎本 座長	<p>令和6年4月、告示については基準額だけではなく用語等も含めて全面的に見直し、それに付随して指針も要領も見直したことで、多くの更生相談所から業務改善が見られたとのヒアリング結果が挙がってきたことは、大変良かったと思います。しかし、それは奇しくも、全国の更生相談所ではそれまでの告示や指針、要領では業務遂行に困っていたということを示していると思います。</p> <p>厚生労働省の皆さんには、現場の業務効率化や障害当事者の社会参加に必要な見直しを検討し、3年に一度の基準額改定だけではなく、障害者の多様なニーズや様々な支援機器の発展に対してタイムリーに対応するためにも、告示、指針、要領等の補装具費支給制度の運用面の改正は毎年のように積極的に行っていただきたい。</p>

その他自由記述

構成員氏名	ご意見・ご質問
浅見 構成員	<p>Ⅱ-①で公募課題推進の要望がありましたが、指定課題についても意見を申し上げます。</p> <p>指定課題は令和9年の告示価格改定及び支給基準改正のための基礎データの収集・調査を行っており、指定課題がなければ告示改正もできないと思います。しかし、現状は研究予算が不足しています。補装具の研究ができる有識者は、日中に臨床業務、更生相談業務を抱えている医療職のため、医療職の働き方改革が進められている中では、補装具の価格調査等を外部委託したいところですが、その予算がありません。そのため、医療職が価格調査まで行わなければならない状況となっており、医療職の働き方改革に反して業務過多の状況となっております。また、このようなやり方では、告示改正のための十分な調査を行うことが困難です。よって、告示改正のための基礎調査においては、価格改正のための外部委託費が計上できる程度には予算を確保していただきますよう、どうぞよろしくお願い申し上げます。</p>
蒲生 オブザーバー	<p>今回挙がっていませんが、メーカーに聞いたところ近い将来補聴器は充電式に置き換わるようです。（電池式の補聴器が製造されなくなるかも）。補装具として充電式補聴器への対応を検討しなければいけない時期にきているようです。</p>
中村 オブザーバー	<p>過去のヒアリングを含め、回答のいくつかの特例補装具で対応するべきとの記載が散見されますが、特例補装具の判定会議が3か月に1回しか開催されない、といった自治体もあり、実際に申請から支給決定まで1年近くかかった経験があります。これでは、特例補装具をあきらめてしまう方も出てきてしまいます。更生相談所のマンパワー不足の問題もあると思いますが、現状の特例補装具費の支給手続きには問題があると思います。</p> <p>特例補装具は申請者、更生相談所の双方に負担が大きく、特に補装具事業者には経済的にも労働力的にも多大な負担となっている現状があります。</p> <p>補装具の申請に、新規、継続、変更などの区分を設け、継続申請については、特例補装具であっても手続きを簡略化させるなどの実効性のある対策が必要と考えます。</p>